

(別表1)

令和2年度青森県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する緊急包括支援事業費補助の補助対象となる介護サービス事業所等

1 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所
2 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所
3 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所
4 多機能型サービス事業所
小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 介護施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。)

(別表2) 介護サービス事業所等における感染症対策支援事業

1 事業内容

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援を行う事業

2 補助対象者

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生した、別表1に定める介護サービス事業所等

3 補助対象経費

以下のようなかかり増し経費を対象とする。

- a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
- b 外部専門家等による研修実施
- c (研修受講等に要する) 旅費・宿泊費、受講費用等
- d 感染症発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等
- e 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- f 消毒費用・清掃費用
- g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- i 自動車の購入又はリース費用
- j 自転車の購入又はリース費用
- k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用を除く)
- l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- n 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合)
- o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

4 補助基準単価

別表5のとおり

(別表3)

介護サービス事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

1 事業内容

介護サービス事業所等に勤務する職員に対し、次のことを踏まえて慰労金を支給する事業

- ① 感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと
- ② 継続して提供することが必要な業務であること
- ③ 介護サービス事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していること

2 補助対象者

(1) 慰労金の給付対象となる職員は、ア及びイに該当する者とする。

ア 別表1に定める介護サービス事業所等に勤務し、利用者と接する職員

※ ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、当該地域における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

イ 次のいずれにも該当する職員

① 別表1に定める介護サービス事業所等で通算して10日以上勤務した者

※ 「10日以上勤務」とは、介護サービス事業所等において勤務した日が、令和2年3月23日より令和2年6月30日までの間に延べ10日以上あることとする。

※ 年次有給休暇や育児休暇等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

② 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者の他、業務委託者の労働者として当該介護サービス事業所等において働く従業者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

(2) 慰労金の給付は、医療機関や障害福祉施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

3 補助基準単価

- (1) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所等に勤務し、利用者と接する職員
 - ・ (訪問系サービス) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員 1人20万円を給付
 - ・ (その他の介護事業所等) 実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日(※)以降に当該事業所等で勤務した職員
1人20万円を給付

※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

 - ・ それ以外の職員 1人5万円を給付
- (2) (1) 以外の介護サービス事業所等に勤務し、利用者と接する職員
1人5万円を給付

4 代理受領手続

- (1) 介護サービス事業所等は、慰労金の申請を行うに当たり、原則として、各職員から代理受領の委任状(第2号様式4)の提出を受けること。
- (2) 介護サービス事業所等を退職した元職員については、原則として最後に所属していた介護サービス事業所等に対し代理受領の委任状(第2号様式4)を提出するものとする。

なお、やむを得ない事情により代理受領の委任状を提出できない場合については、別に定める「介護サービス事業所等を退職した元職員に対する慰労金の支給要領」に基づき、元職員が県に対して必要な手続きを行うものとする。
- (3) 介護サービス事業所等は、代理受領の委任状を令和3年4月1日から5年間保管するとともに、県から求められた場合は提示できるようにすること。

5 その他

- (1) 介護サービス事業所等が職員に慰労金を支給する際の振込手数料についても、本事業の補助の対象となる。

(別表4) 介護サービス再開に向けた支援事業

1 事業内容

高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠な在宅介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備の取組について支援を行う次の事業

(1) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

ア 補助対象事業所

別表1に定める訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び多機能型サービス事業所（以下「在宅サービス事業所」という。）

イ 補助対象者

令和2年4月1日以降、以下に掲げるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所

① 在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く）

在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合

② 居宅介護支援事業所

在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合

※1 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用して
いた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者（居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者（ただし、利用終了者を除く））

※2 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること

※3 「連携を行った」とは、1回以上電話等により連絡を行ったこと

※4 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

注 実際にサービス再開につながった否かは問わない

ウ 補助基準単価
別表5のとおり

(2) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

ア 補助対象事業所
在宅サービス事業所

イ 補助対象者
令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

ウ 補助対象経費
3つの密を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下の
ようなものの購入費用等

(例)

- a 長机
- b 飛沫防止パネル
- c 換気設備
- d (電動) 自転車 (リース費用含む)
- e タブレット等のICT機器 (リース費用含む) (通信費用を除く)
- f 感染防止のための内装改修費

エ 補助基準単価
別表5のとおり